

議 事 録

第 14 回 定 例 総 会

令和6年9月9日

太田市農業委員会 14 回定例総会議事録

開会日時 令和6年9月9日(月) 午後2時
閉会日時 令和6年9月9日(月) 午後4時18分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1長谷川 耕一 2遠藤 弘一 3山田 清作 4長島 佳男
(18人) 5太田 安弘 6塚越 仲夫 7原田 和男 9津久井準一郎
10木村 克巳 11高木 勝 12清水 由紀江 13中村 幸江
14内田 達夫 15小磯 典夫 16石原 康男 17室田 道博
18永井 幸二 19片亀 昌子

欠席委員 8飯塚 茂夫
(1人)

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目次長補佐
(8人) 町田主任 松井主任 大崎主任 浜岡会計年度任用職員

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による意見について (会長)

報告事項 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
いて

- 1 開 会 午後2時
- 2 開会宣言 ただいまから第14回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。
- 事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。
ここで、新しく農業委員となりました津久井準一郎委員についてご紹介させていただきます。
津久井委員は4月に辞任いたしました齋藤前委員の後任といたしまして、生品地区の推薦を受け候補者となり、9月3日に議会の同意を得て、市長から農業委員として任命されました。
それでは、ここで津久井委員よりご挨拶をいただきたいと思います。津久井委員、よろしく願いいたします。
- 9番委員 ただいまご紹介のありました生品地区の農業委員の津久井と申します。前任者の齋藤委員がちょっと都合で退任いたしまして、その後任といたしまして、今回、生品地区の農業委員ということで任命を受けました。私は、家で農家としてもそんなに大きいほうじゃなくて、50a、5反ほどの稲作をやっております。あとは、幾らか周辺の方に田んぼや畑を借りてもらって耕作をしてもらっています。
何分、初めてなものですから分からないことも多いと思いますけれども、経験を積みながらしっかりやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。
- 事 務 局 ありがとうございます。
津久井委員の議席番号につきましては、太田市農業委員会総会会議規則第5条に「委員の議席は会長が定める」とありますので、会長より議席番号の決定をお願いいたします。
- 議 長 それでは、津久井委員の議席番号については、9番といたします。

3 会期の決定

- 議 長 続いて、会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

- 議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、12番 清水由紀江委員 と 13番 中村幸江委員 のお二人をお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の浜岡会計年度任用職員を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。
- 事 務 局 訂正はございません。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 議案第1号 農地法関係許可取消願について、会長宛てに1件提出されております。
1番、粕川町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、譲受人の持ち分記載を錯誤したため、当該許可を取り消すものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 チェックリストに基づき調査したところ、取消したいということで、13ページの15番、それをまた、後から発表したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は12件です。

事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出件数12件について、朗読し詳細に説明する。

1番 牛沢町の土地 畑 345 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

2番 牛沢町の土地 畑 502 m² 外2筆 計1,603 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

3番 牛沢町の土地 畑 810 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

4番 牛沢町の土地 畑 485 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

5番 牛沢町の土地 畑 543 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図

り、永く農業に従事したい。

6番 牛沢町の土地 畑 987 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

7番 牛沢町の土地 畑 491 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

8番 牛沢町の土地 畑 501 m² 外1筆、計1,516 m²、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

9番 龍舞町の土地 田 3,735 m²、営農規模拡大のため、農地を譲受けたい。

10番 龍舞町の土地 田 4,433 m²、営農規模拡大のため、農地を借り受けたい。

11番 龍舞町の土地 田 1,230 m²、営農規模拡大のため、農地を譲受けたい。

12番 大原町の土地 畑 2,239 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

1番から12番について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

それでは、番号1番から8番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員

では、1番から8番までについて、ご報告いたしたいと思います。

1番から8番について、当地区協議会で許可チェックリストに基づいて調査及び現地を確認した結果を報告いたします。

1番から8番まで、いずれも譲受人は栃木県足利市の●●●●●●●●●●●●●●、●●●さんという方でございます。

申請の理由といたしましては、農地を譲り受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したいということでございます。

また、譲渡人の申請理由につきましては、1番から8番まであるんですが、高齢であり、農地の管理ができないので譲渡したい、あるいは、市外に住んでおり、管理が難しいので譲渡したい、そのような理由でございます。

作物はブルーベリーを作るそうです。丸く、直径1mで深さが50cmの穴を掘って、そこで、ブルーベリーというのは酸性でないと育たないそうなので、酸性の土を入れて栽培するような資料を提出していただいております。

周辺農地にあまり支障はなく、問題はありませんでした。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号9番から11番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 5番委員 今、説明の中で、現地が草だらけだという話が意見で出たんだけど、それは改善されて、この申請に上がったのか、確認させてください。
- 2番委員 周りをちょっときれいにして、一部は木を伐採してあります。中はまだ草ぼうぼうではあります。この土地はトラクターが入るといって、ずぶずぶと入っちゃうので、慌てて出てきたような土地でありまして、そういうわけで誰も買い手がずっとなくて、草ぼうぼうで、その後、木が生えてきたような状態でありまして、買い手があれば喜ばしいことかなと思って、少し解消されてきれいになったらいいかなと思って承認した次第であります。
- 5番委員 ちょっといいですか、基本は3条のわけなので、今現状が農地と確認されていないものはどうなのかなと思うんだけど。田んぼがぬかっているとか、ぬかっていないとか、そんなのは二の次なので、人間でやるあれなので、現地の確認がそういう状態で、今現状は耕作が荒れているということになると、基本は改善しなければ、多分、提案の許可にはならないと思うんだけど、その辺はどうなのでしょう。
- 事務局 ご指摘の点なんですけれども、先ほど2番委員さんのお話にもありましたけれども、現地の状況がかなり湿気っているという形で、なかなか買い手さんが見つからない、また、耕作のほうも支障があるという中で、半ば耕作放棄地、遊休農地化したところになります。やはり地権者さんも農家さんではありませんので、そこを改善した上で買い手さんを探すというのなかなか難しいところで、今回、買い手さんのほうで取得後にきれいにして耕作をするという形でお話をいただいております。
- また、申請前に草刈りを機械を入れてやっていただいたんですけど、そこで重機もはまってしまって、なかなか抜根もいかなかったというところなので、取得後は方法を改めて行うという形でお話をいただいております。

- 5番委員 では、それに対しての留意書、念書というものはもらってあるんですね。約定は、今現状はぬかって入れないと。要するに、管理ができる状態になったら購入者がやると。それはやはり誓約書なりをもらっておかないと、ちょっと申請の理由としては違うのではないかと思うんだけど、ちゃんとした留意書があるなら構わないけれども、それをもらってあるか、もらっていないか。責任の云々が最後に出てくると思うんだけど。
- 事務局 念書という形ではいただいていないんですけれども、こちらの除草の計画ですとか栽培の計画のスケジュールという形で、作付、また、収穫までのスケジュールをいただいておりますので、その中で除草ですとか、ヨシの根の除去ですとか、そういった定植に向けた準備作業を行いますということでございます。
- 5番委員 では、それは責任を持って事務局サイドでやってもらうということで。じゃないと、やはり責任の持って行き場がないということになると結構大変になると思うので、その辺をよろしくお願いします。
- 議 長 それ以外、ご意見、ご質問等はございますか。
委員 なし。
議 長 それでは、採決いたします。
番号9番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号9番から11番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号12番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 報告いたします。
当案件は、記載のとおり、経営規模拡大ということであります。
現地を確認しましたところ、周辺農地への支障はなく、また、当人は農業用機械、並びに作業従事者においても特に問題はないということから、地区協議会においては許可相当というふうに決定したところであります。
よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号12番について報告がありました

委員	が、ご意見、ご質問等ございますか。
議長	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号12番を許可とすることに決定いたします。
議長	続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は2件です。 事務局より、提案をお願いします。
事務局	議提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
	1番 阿久津町の土地 317㎡、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。 一般住宅用地として転用するものです。
	2番 岩松町の土地 964㎡、外1筆 計1,445㎡、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。 農地改良として一時転用するものです。 以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。 番号1番及び2番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
14番委員	第4地区の8番委員が今、入院加療中でございますので、代理で説明し

たいと思います。

1番が許可を得ずに利用していた土地の是正をしたいということで始末書も添付されております。

2番が、土地が低く強い雨の際に浸水し、作物が育たないのでかさ上げしたいということで申請がありました。

現地を確認したところ、周りの農地に影響を与えるような環境ではないと判断いたしまして、許可相当と地区協では協議いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は22件です。

事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出件数22件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 431㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 古戸町の土地 396㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林南町の土地 350㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 由良町の土地 532㎡、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

5番 脇屋町の土地 488 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 龍舞町の土地 63 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

7番 富若町の土地 345 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 富若町の土地 647 m²、農地区分 第二種、美容室兼用住宅用地として転用するものです。

9番 原宿町の土地 641 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

10番 只上町の土地 630 m² 外 29筆 計 31,749 m²、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道または都道府県道の沿道の区域内に設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

事務所及び納整点検棟・モータープール用地として転用するものです。

11番 大島町の土地 19 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

ゴミステーション用地として転用するものです。

12番 新野町の土地 272 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番の土地 1,051 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

14番 粕川町の土地 471 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 粕川町の土地 266 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 新田赤堀町の土地 391 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 新田反町町の土地 1,965 m²、農地区分は、「今後長期にわたり

農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

資材置場用地として一時転用するものです。

18番 新田下田中町の土地 267 m² 外2筆 計3,438 m²の内804 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

鉄塔工事用地として一時転用するものです。

19番 新田上田中町の土地 214 m²、農地区分 第二種、農業用倉庫用地として転用するものです。

20番 藪塚町の土地 525 m² 外1筆 計550 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 藪塚町の土地 1,720 m² 外1筆 計3,208 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

22番 大原町の土地 1,065 m²、農地区分 第二種 太陽光発電事業用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたし

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

1番委員 1番から3番につきまして、沢野地区のほうでご報告いたします。
当地区協議会で許可チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。
譲受人の申請理由としまして、借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したい、そういったことで1番から3番も同じでございます。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当といたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

7番委員 4番、5番について報告します。
4番は露天駐車場でありまして、当地区協議会が基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。
現地を確認した結果、周辺の農地に支障もなく、許可相当と決定しました。
5番についても一般住宅なので、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。
再度審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 すみません、私から4番ですが、これは修理工場の役員で、申請地を取得して会社の駐車場としたいとあるのですが、会社法上、問題ないですか。

事務局 こちらに役員とあるんですけれども、代表取締役になりまして、代表取締役から会社さんに貸し付けるような形になるかと思ひます。

議長 では、個人で購入して貸し付ける、そういうことですか。

事務局 はい。

議長 それでは、採決いたします。
番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号6番から10番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。

2番委員 6番を報告します。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。
これは、前に、6月議案で許可になった件で、娘さんが父から使用貸借したものであります。それを、今度は家を建てるため、測量したんです。そうしたら、そのところは畑だったんですけれども、隣のうちがそれを自分の土地だと思ひて、住宅用地として一部利用していたことが判明したため、娘さんのほうで家を建てるため、その土地を今度は売るといふことで、譲受人が買うといふことになりまして、それを是正

したいということでもあります。

譲受人が、無断だか何だか分からないのですが、隣の畑を無断で宅地として使用していたのが、今度は娘さんが家を建てるために測量した結果、自分の土地まで造られていたことが判明したため、その娘さんの家を建てる人が、今度はその土地を買ってくださいということで譲受人に申し出て、買うことになったということでもあります。

周辺農地には支障もなく、問題はないので許可相当と第2地区では意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

18番委員

それでは、10番はちょっと補足説明しますので、取りあえず7番、8番、9番を説明いたします。

まず7番は、一般住宅用地として転用目的で出ておりました、周辺状況は、北は市道で、東、南、西側は住宅となっております。

許可基準から見た判断は、営農条件にも支障がないため、地区協議会では許可相当として決定しました。

さらに、8番につきましては、今、説明が逆になっちゃった。

申請状況は、住宅と市道に囲まれておりました、営農状況も支障がないので、8番につきましても美容室兼用住宅用地という転用目的なので問題はありませんで、許可相当として地区協議会では決定しました。

さらに、9番ですけれども、露天資材置場の用地として申請がありまして、前から何回か隣接地の申請がありましたけれども、北、東側は雑種地になりまして、南、西側は畑、そういう状況でありまして、許可基準から見た判断は、周囲の営農状況に支障はないということで許可相当と地区協議会で決定されました。

現地を確認したところ、これは農業委員会の事務局にも連絡済みだったんですけれども、隣の畑の状態の中だけでも、砂利が置いてありまして、違反転用で、適正な指導を事務局のほうでお願いしますというので確認済みであります。地区協議会では、許可相当として決定しました。

さらに、10番は、いっぱい、2面にありまして、かなりの数の、30筆の転用の土地の表示が出ております。これについては、昨年の令和5年に除外申請が出ておりました、その中に私の名前も出ておりますので、関連性がありますので、この内容につきましては、葦川地区の3番委員より説明をお願いするというので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

3番委員

地区は違うのですけれども、10番を報告させていただきます。

かなり広い面積、農業専用地域の平らな水田のところでは、今回、保留としたんですけれども、その理由として、計画変更と申請地の数字に疑義があるので精査する必要があります。

2番目として、●●●●という会社が申請しているんですけれども、その書類に、あとの2社も連携してここを使うという計画が出ているんですけれども、なかなか明確な資料がないので、明確な資料の提出を求めてということで、今回は保留とさせていただきます。皆様のご審議をお願いします。

議長

ただいま、第2地区協議会より番号6番から10番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

16番委員

今、3番委員からご説明がありました10番なんですけれども、もう1回、申し訳ないですが、お願いできますか。

3番委員

1番目として、農振除外の申請の書類なんですけれども、計画変更と、今回の売買契約の申請書の数字に疑義があるんです。相違があるんです。それなので、書類を、この数字を確認する必要があります。

もう1点は、●●●●という会社が今回の申請会社なんですけれども、この会社が、ちょっと書いていなかったんですけれども、2社と業務提携をして、造成して業務を続けるという話なんですけれども、この2社との契約がはっきりしていないんです。

それなもので、この書類をはっきりしてもらったほうがいいんじゃないかということで、その書類をはっきりさせないと、この●●●●さんが土地を取得して業務ができるかどうかという疑義があるんです。あまり、会社が小さいのに、かなり大きい土地を取得して、その2社との契約がはっきりしていないと、実際土地を買っても業務が遂行できるのかどうかという不安もあるものですから、そこのところを確認しようじゃないかということで、地区協議会では保留ということになりました。

16番委員

これは農地法の取り方の問題なんですけど、保留になる前段で、議案書としてここに出されているということは、事務的なサイドについては、もう全てオーケーだと思うんです。ですから、今の農振法の除外からいって、そのときの計画変更がどうあったかという、それを農地法に適用させるかどうかという、その辺の因果関係もちょっと私は分かりませんが、そういう点で、事務的サイドでは、ある程度もうクリアをしているものだと思うんです。許認可権というのは、提出した書類と、もしくは違法性が相当なければ許可を出す権限というか、義務

があるわけです。

前回は、こんなことを言うては失礼ですけども、●●●●地区の関係についても、やはり同等のようなことで次々調査をしながら、最終的には条件つきで許可をしたわけなんですけれども、それと同様な考え方をしているような感じがするんです。

今回のこの件についても、やはりこれだけのことを、大きな面積であって、●●●●がどのくらいの規模か私はちょっと分かりませんが、一応クリアした書類が出ていて何の支障もないとすれば、これはやっぱり我々は客観的に見る、そこまで、あとの細かいこと、例えば、●●●●の規模はどうか、それ以下の2社との扱う契約がどうか、そこまで調べる必要があるかどうかです。一農業委員、我々の一権限としてそこまで調べる必要があるかどうかという基本的な考え方を再度調査していただいて、ある程度、これは事務的な作業でオーケーだということで議案として出されたならば、我々はいっしょに客観的な物事だけで、大所的に立って判断をしていただいたほうがいいんじゃないかと思うんです。

●●●●の経営状況がどうか、その後の下請がどうか、ここまで調べる必要があるかどうか、私は疑問に思いますので、提案だけさせていただきます。以上であります。

議 長

その件で、私も第2グループの一員ですから、若干誤解があるようですからお話ししますと、事務局から、申請に当たっては、問題がなければ書類を一時的に受け付ける。ただ、その過程で、その書類に疑義があれば追加をして書類を求めていくというのが今までの審議過程だと思います。

その過程で分かったのが、まさに今、3番委員からご説明がありました計画変更後の数字と申請書の数字に乖離があると。そうすると、元に戻って、そもそも農振法除外の許可がよかったかどうかというところまで検討する必要があるのではないかと。

農振法除外の許可が出れば、それに対して意見があれば回答するというのが今の法律の体系ですから、一応その許可についての妥当性について、農業政策課から回答をもらおうかというのが1つです。

もう一つは、ここに書いてありますように、「業務提携の話があり、当社が一括輸送を代行することに伴い」と書いてあるんですが、そもそも一括輸送の話というのは、書類を見る限りは何も書いていない。なおかつ業務提携の話は、あるのかもしれないけれども、全く書類として提示されていない。そうすると、我々は何を基に事業性を判断す

るのかということで、再度、事務局と一緒にクリアにする必要があるのではないかとということで、別に●●●の案件と今回の案件は、私は全く違うという感じがします。これが、第2グループの一員として検討した立場です。

ですから、別に予断を持って関係するというよりも、少し明確に、まさに農地法上の事業性というところで、もし連携が取れなければ、1社でこの、例えば建設工事とか、それ以外の工事ができるかどうかという資金力がありますが、これは財務諸表から見て難しいだろうと。まさにこれは最近3期の財務諸表から見ると前2期はマイナスになっていますから、なおかつ、ここは営業利益で収支バランスを取っているのではなくて営業外収益でバランスを取っているということは、会社としてここをやったところで失敗する可能性があるということですから、そうすると、農地として転用が進み終わった後、不許可としても農地に戻らないおそれもある。そういうことを考慮して、一応追加で慎重に調査をしたい、こういうのが第2グループの結論です。よろしいでしょうか。

16 番 委 員

今、財務諸表も出てきましたけれども、購入する会社の不安視というのは分かりますけれども、一般の売買の場合、例えば、個人の土地の売買の場合に、家計簿とか何とか、そういう調査は特にしていませんよね。

それと、もっとその前に事務局サイドで果たしてそこをどこまで確認しているのか私もちょっと分かりませんが、会長の、この前もそうだったんですけれども、第2地区については非常にそういう明確な裏付けというか、そこまで取っているような状況があるんですが、事務局として、どうなんですかね、今回の関係についてもそこまで取る必要があるかどうか、その辺を教えてくださいませんか。事務局サイドの考えを。

事 務 局

今お話がありました転用の確実性というところの資金につきましては、残高証明、融資証明等で今回の転用にかかる費用が賄えるだけの資金が用意されているということであれば特段問題ないと考えておりまして、その結果、今回の転用実行者については残高証明書を提出いただいております。残高証明書で今回の事業にかかる経費については準備ができているという判断を事務局でしておりますので、資金については特段問題がないというふうに考えております。

議 長

いいですか、私、ちょっと補足しますから。事務局が出してきた数字は、先ほど申し上げた農振除外の計画、2つの計画変更書の金額の合

計と、申請で事務局が証明した金額というのは、実は3億近くの差があるんです。事務局が調べたのは少ない、申請にあった金額を調べているんですが、契約そのものは、それを3億超えた契約、実態は3億を超えた数字で事業計画が練られていますから、そこは、その乖離を少し証明する必要がある。

だから、今、事務局は事務局として一生懸命努力をしていただきましたけれども、書類を見ると、その乖離があることは証明する必要があるというのが第2グループの判断です。

17番委員
議長
除外申請の内容と、転用で今回、農業委員会に出された資料との数値の違いというのは、明らかにあった場合でも受け付けるんですか。先ほどの会長さんの意見を聞いていると、そのように聞こえるんですが。申請書の内容と残高が合っていれば一時的には受け付けるんです。おっしゃるとおり受け付けるんですね。その後、書類を精査していくと、その申請の数字と実際の計画の数字に違いがあるということが分かったんです。だから、その違いをどう調整するかということですから、別に申請時から新たな事実が分かれば、新たな事実に対して調査をするというのは、おかしくはないと思っています。

17番委員
議長
例えば、財務諸表では除外申請された時点と転用が出された時点の差があれば、財務諸表が変わっていれば、変わる数字が出てくるのは当たり前だと思います。ただ、その場合に受け付けるかどうかというのを質問しているんです。除外申請時の申請と転用の申請時の数値が違うのに、違っていても一旦は、いい悪いはともかく受け付けるんだというふうに考えておられるのでしょうか。

除外申請の数字は、受付時に提示をされていないんです。多分、提出されていない。それは、そのやっていく過程で事務局が受け付けた後、資料を精査する中で要求されたのかもしれないです。だから、数字が同じであればチェックをして戻すんでしょうけれども、受け付けた時点でそこまで資料がなかったの、回避しなかったんじゃないかという感じはします。

17番委員
議長
そうすると、除外申請というのは、どんなぼろ会社でも出せば、とにかく条件が合えば除外申請許可をするという前提になるんですかね。そういうことに聞こえますけれども。

いやいや、そうではないんですけれども。

17番委員
私はこの問題で以前に、除外申請と転用申請の取扱いというのはどのように考えるのかなというふうに常々思っていたものですから、たまたまいい事例が出たので、ご質問したんですけれども。

5番委員 ちよつといいですか、今の面積の云々なんだけれども、基本的に除外申請を出したものが、そのまま除外がオーケーになれば、当然転用にかからなくちゃならないんだけれども、除外をするときの目的は、要するに、1反なら1反だけれども、今回出ている申請が8畝だとしますよ。だけれども、2畝に関しては、取りあえず今回は相手の方が利用しないと。そういう意見だと思っていると思うんですよ。計画が出てきたと思う。ただ、それは、数字に当然誤差があったって、申し訳ないんだけれども、その残ったものに関して、また用途変更で違うものを造るとなると話は違うんだけれども、その辺は、その数字を云々やると、訂正になると、除外申請からやり直したいな形になるんじゃないの、どうなの、その辺は。

議長 当初の除外申請の面積と計画変更した後の面積は多分同じじゃないかと思うんです。さらに、今回の申請した面積も同じでしたよね。

18番委員 違います。

議長 面積は違う？

18番委員 昨日ちょっと見ましたが、2圃場だけです。要するに、除外のエリアの面積が100として、2圃場がエリアの外になっています。除外はエリアです。それで数字は合っています。3万1,749、実際は3万3,832なんだけれども、この除外の面積が2,083を引きますと3万1,749で、この書類の申請は合っています。

5番委員 だから、要するに、面積で云々の保留というのはちよつと違うような気もしないでもないんだけれどもさ。

議長 昨日、チェックしてもらったので、2つの書類がありましたよね。

18番委員 ありました。

議長 それは知っていたわけでしょう。

18番委員 何がですか。

議長 申請書の面積は、その一部反対して、除外をしたと。

18番委員 全体の面積は、全部一致です。ただ、今回出たやつは、2筆の面積が除外になっていますので、その面積が引かれた面積が正直に出ています。

議長 それは大した面積ではないですよ。

18番委員 大したということではなくて、これは正確な数字ですよ。

議長 私が言っているのは、差額が大した大きい数字ではないでしょうということです。

18番委員 2反ちよつとです。

議長 そうでしょう。数字はどうですか。

18 番 委 員 議 長 数字って何のですか。
面積ではなくて、建設工事に関わる総経費。

18 番 委 員 議 長 それは、これをちょっとチェックしましたら、土地代の関係は……。
いや、土地代ではなくて、工事費も入れて。

18 番 委 員 議 長 自己申請は3,000万円、3,000万円というので除外申請のときは出ていました。けれども、実際にこれについては、自己資金は5億3,000万円ですよ。
全体の……。

18 番 委 員 議 長 だから、議長はそういうふうに言うんですけれども、俺もこれはちょっと協議したんですけれども、そういうことで意見があって、地区協議会では一応保留にしましょうということになったんですけれども、取りあえず、そういうことであったんですけれども、これを精査しますと、除外のときの必要経費、これはイコールにならないですよ。これは実際の話、ならないんですよ。1年たっていて状況も違ってくるし、だから、そこまでやるのかなということはあるんですけれども、昨日、地区協議会で話して、地区協議会ではそういうことで、3番委員にその意見を言ってもらいましょうというので、今日、提案したわけなんですよ。だから、これは16番委員が言ったように、最終的には事務局がどういう判断をするかですね。

議 長 いや、事務局以前に、第2グループとして、昨日の時点で除外の面積と数字と、その除外のときに出た数字の総請負額と申請金額に違いがありましたでしょう。

18 番 委 員 議 長 ありますよ。
だから、それが何でかというところはしないと、面積が同じで、なおかつ金額が3億も違っているんですよ。

事 務 局 事務局のほうから、担当から、除外のときと、今回の転用のものが違うものもあるので、それについてちょっとご説明させていただきますので、皆さん、よろしいですか。

事 務 局 説明させていただきます。
まず、除外地は、今回、3万1,749㎡で出ているんですけれども、除外時は2つの申請に分かれて出ております。それを足して、先ほど言われた約3万を越える面積になっております。
当初の計画ですと、それぞれの事業地に、建物であれば事務所がそれぞれ設置していたりとかありまして、建築費等は変わっているのかなと考えます。また、今回は1つの申請になっていることで、経費のほうも、例えば事務所が1棟になったりとか、あとは必要経費のほうも軽

減ができるというところで、建築費用は当初の除外の計画のときよりも低くなっているのかなと考えられます。また、除外時のときの経費については、そのときの計算でやっているの、申請のときとは差異が出ることはあり得ることなのかなと考えます。

当初、除外時のときは2つの申請でしたけれども、今回、1つの申請に、1つの計画にした理由としましては、2つの申請を1つにすることによって、まず必要な台数を増やせるということで、当初、750台で計算されていたんですけども、今回、一体利用地にすることによって、例えば間の公共物、道路、水路等の払下げを受けて事業地を増やすことができることと、あとは当初、調整池等も設置していたんですけども、それを全て浸透槽に変更することで必要台数が当初の計画よりも増加しているということで、2つの除外申請を1つにしています。

5番委員

ただ、これを考えていったって、別に除外が2つ出ていようが、利用目的は基本的に変わっていないわけでしょう。さっき16番委員が言ったように、農転に対してその費用が云々というのは、許可条件の云々とはちょっとかけ離れているような気もするんですけども、ただ、今言った数字の件に関しては、今言ったように、除外申請の数字と今回の転用の数字が違くと、それで保留という協議になると、要するに除外までやり直しなのかどうか。

基本的には、除外、これだけ利用したいと。でも、実際問題、今回これだけしか利用できないと。では、後日またこれを計画として利用するという意見も多分あると思うんですよ。だから、今言ったように、残されたものが、今回の除外の申請と違ったものを利用されるということになれば当然違うんですけども、その話もまだ聞いている限り出てきていないので、基本は一番初めの計画は、それだけ利用するという事で除外をして、今回、取りあえずこれだけの許可条件として売買したいと、それでしたら別に問題はないような気もするんですけども、だから、数字の云々で保留というのが、俺もよく分からないんですけども。

議長
16番委員

今後、引き続きやりたい、一つ一つの項目がそれなんですな。

今、5番委員が言ったのもあるんですけども、要するに時間的なロスもあるわけですよ。申請、農振の除外と今ある申請のロスもありますから、多少金額も変わるし、面積も、計画も変わってくるところがあるから、面積云々、そういう細かいところまで言うかどうか。

あとは、要するに許認可権の原則というのは、法律に違反しない限りで、必要な書類が入れば、それに対して許可をしなければならぬ決

まりがあるんですね。先ほどもちょっと言ったように、農業委員が、我々個人がどこまでそれを調査するか。さっき言ったように、財務諸表まで見て、それで許認可権の許可を出す必要があるかどうかですね。私はもっと大局的に見て、それが他の農地に対して影響があるかどうか、それを判断するのが農業委員の仕事ではないかと思うんです。だから、会社の財務諸表、それももちろん必要ではないとは言いませんよ。ただ、そこまで細かく調べる必要があるかなと、その限界が、どこまで調べる限界があるかというそこら辺の疑問視はちょっとありますので。

議 長

第2グループの農業委員として申し上げれば、3億という数字は少ない数字ではない。これは数字の精度はきちっと整理をしておく必要がある。別に1円までやるということではなくて、確かに2つが1つになったから、台数も増えて、それで係数も増えるという可能性がありますけれども、それは、どういう項目で決まったのかというのはきちっと精査する必要がある。これは農業委員でも、誰でもできる話で、それで2番目に申し上げているのは、2つ目の課題なんですけれども、実は3社が提携をして一括輸送するというのがこの事業の目的なんです。ただ、事業性から見て、3社の提携の話というのは書類から見てないと。なおかつ、一括輸送という話もない、そういう申請書類に書いてある中身と、出された提出資料が実態と違うということはチェックする必要があると。

それで、財務諸表の件は、何で財務諸表と言っているかという、仮に提携をしないで、単独で運営した場合にこの会社が回るかどうか、そういう事業性を見るためにあえて財務諸表を取っているんですよ。ですから、どちらかといえば、3社でなくても、1社でもできはしないかということにポイントがあるので、あえて駄目を押すために、こういった資料ではないんです。だから、財務諸表というのは、普通の一戸建てを造るのと違って、こういうプロジェクト物はある程度包括的な形で見しておく必要があるだろうと。それは農業委員でも、もし判断が難しければ、事務局がそういうところを少し判断するというのは、私は必要だと思いますよ。以上ですが。

16 番 委 員

会長と私の知識の相違が非常に出てくる感じがするんですけれども、要するに農業委員の許認可権の範囲がどこで定めるかというところの限度の問題だと思うんですね。だから、財務諸表がどうのこうのと、そこまで我々が調べる必要があるかどうか、その辺の原点のことをちょっと疑問に私は思っていますので。

- もういいです。会長と私の意見の相違ですから。
- 議長 いやいや、そうじゃなくて、もとのところが違って、多分、私らが取った財務諸表というのは、1社でもここは認めることができないかということで、財政基盤を見るために取っているんですよ。どちらかという、うまくいくのであれば、それでいいと。
- 今、16番委員が言われたのは、もしかしたら会社のマイナスのチェックをするために、その要素もなきにしもあらずなんですが、必ずしもそこに限定して取っているわけではないので、そこはちょっと誤解があると思うんですけども。
- 16番委員 第2地区ではそのような結論を出したとしても、私としては、どうも許認可権を逸脱しているような感じがいたしますので、事務局サイドでもう少ししっかりした根拠を、どこまでというのをある程度判断をしておかないと、これはこれから常に出る問題だと思うんですよ。先ほどちょっと言ったように、民間で個人が申請をした場合に、そこまで財務諸表に値するような資料を提出するとか、場合によると、そういうことも必要になってくるかと思うんですよ。
- だから、あまり細かくそこまで調べる必要はどうかかなど。それは細かいかどうかは、会長に言わせれば細かいくないですと言うかもしれないですけども、今までの流れからいったら、また他の委員会の考え方もちょっと参考にしながら、ある程度基本的な線を出していかないと、これからまた同じような状態で、常にこういうふうになるかと思いますので、一つの要望なら要望でもいいですけども、私の提案とさせていただきます。
- 議長 分かりました。ありがとうございます。
- 17番委員 保留した場合の取扱いは、後々どういうふうにお考えでしょうか。
- 議長 実はこの2点以外にも幾つかちょっと気になるところがあるので、そこはちょっと確認をしておきたいと思いますが、これは今後、事務局とすり合わせをした上で、先方に対して保留の理由ということで、ある程度、次のところまでクリアできれば、次の総会で判断をしていただく、そういうことになるかと思いますが。
- 17番委員 時期的には、それぞれの今、これから調べるであろう、調査するであろう数字がクリアになるまでこれは取り扱わないということになるんですか。
- 実はこれは3億とか、4億とか大きなお金が動く話になっていますので、会社のほうも、ああ、そうですか、では、半年待ちますとか、1年待ちますとかというわけに企業としてはいかないですよ。そうする

議 長

と、16番委員がおっしゃるような決りをきちっとしておかないと、いつでもこういう問題が起きかねないことがある、太田の委員会はそういうのかということになりますので、そこら辺の……。

分かりました。16番委員の話は話として受け止めますが、今の農地法の流れは審査が厳しくなっている。例えば、営農型太陽光を見ていただくと相当厳しい要件になっているんです。ですから、必ずしも緩和するという流れになっていませんと。それで、どういう書類を取るかというのは個別案件ごとの話であって、これは、ここまでか、どうするかというのはなかなか一律に決めることは難しいです。

例えば、先ほど申し上げたように、分家住宅を造りますといたら、大体、銀行との融資契約か、融資残高で資金計画をやっているわけですね。それは、そういうものと、こういう話の十何億もするプロジェクトについて、では、同じように残高証明でいいのかということとは、また事の性質が違いますから、一律に残高証明でいいじゃないかといっても難しいです。まさに十何億の残高証明というのは、現実に金の証明は取っていますけれども、この会社の経営の流れからしたら、多分、ほかから金を振替させて残高をやった可能性がある、そういう感じもあるやに見受けられる案件ですから。

ただ、一つだけ申し上げたいのは、この案件は既に約2か月前に担当委員に大体この話をしていますから、それまでの間にできれば担当委員のほうで現実をきちっと詰めていただければ、こんな混乱はなかったと思うんです。事務局にも申し上げているんですが、この種のように若干プロジェクトの大きいものは、受け付ける前に、あるいは、そういうことで事務局だけで押さえるのではなくて、委員とよく相談をしながらできないかという話は従来からしては、ただ、これも相当前から担当委員には話をしているわけですから、場合によっては、申請者に迷惑をかけないで、そこでセットできた案件からもしれないです。だから、単に正直第2グループは厳しいというわけではなくて、必要があれば厳しいですけれども、必要がなければ別に厳しい話では何らないというのが、今、第2グループの3番委員がおられますけれども、私はそういうふうに思っています。以上です。

18番委員
議 長
18番委員

会長、ちょっといいですか。担当委員というのは誰？

担当委員って、18番委員じゃない？

だから、私が2か月前から行ったけれども、これはたまたま、今、会長が担当委員と言いましたけれども、これは8月に来たんだよね。それで私はこれを見たんだよ。そうしたら、譲受人が●●●なんです。譲

渡人は地権者なんですね。この譲受人というのは、私は現場で、近所だから情報は知っている、これは●●●●が売買契約を結んでいるんですよ。だから、これはおかしいから、事務局で調べてくれと言ったら、これは問題ないよと、そういう話で、中間省略登記という法律があるので問題はない、では、これはいいんだなと思って。

それで、ここのところで一応、書類の中での資金調達の関係でいろいろ意見が出まして、3番委員のほうから意見は言ってもらいました。第2地区で、1回目については、これは許可相当だろうというふうになったんですけれども、中身を精査したら、除外のときの金額を精査したら、自己資金がこっちは両方で6,000万なんです。こっちは5億3,000万円で、4億7,000万こっちのほうが多くなっているわけですよ。だから、数字が違うわけです。ただ、俺は個人的には、このときの除外というのは、除外5項目の要件というのがありますね。会長は除外の検討委員会するときには出ているんでしょう。3番委員も出ているんですか。

3番委員
18番委員

出ています。

そのときに、これは一応許可になって県のほうへ出したんですね。後で聞きましたらば、これは2回却下されているんですよ。これは何で3回目に県のほうで同意が得られたかというのは、あそこに道路があって、これは第3-B工区というので、鉍毒の土地改良をしたところがあるんだよね。農業用地なんだけれども、それを線を引いて区切って、こっちの領域の中には同意が全部得られるかどうかと。3回目のときには、私は回ったんだ。一応、協力できないかというので、それで回って、同意を得て、それで全員が一応モータープールには賛成しますよと。そういうことでやったら、ここに私の名前が出ている。だから、今回、私が説明するというのは、今回の土地のやつには出ていませんけれども、連動性があるので、これは私が説明するあれではないよと、そういうことで3番委員に言ってもらいました。

私は個人的には、このときの出ているやつは、除外の場合は、細かくこういう資金調達は出すものなのかどうかという疑問がありました。ただ、同じように考えると、このときの資金調達と今回の資金調達を精査すると、かなり差があるんですよ。だから、この資金調達というのはそんな正確ではなくてもいいのかどうか、そういう疑問はありました。

ただ、地区協議会のほうでは、素直だから、これとこれはやっぱり整合性がないとまずいんじゃないか、そういうことで言ったんだけど、

事務局としては、これはあくまでも除外のための書類で、それで3回目に許可されたわけですから、5項目の条件ですね。集団性が保たれるとか、そういう影響がなくなるよということで許可になったわけですね。だから、この関係と、今回出たチェックリストの書類がイコールでなくては悪いのかどうか、それは事務局の意見を聞きたいという考えが私はあるんですよ。

だから、16番委員のほうからも出ましたけれども、これが果たして、そこまで農業委員会がやるのかどうかというのは、それは疑問に思いましたよ。ただ、2区の協議会の中ではそういう意見だったので、それは第2地区の一員ですから、それは皆さんの意向を踏まえて、そういう活動で、私は一員ですから、動かなくてはいけないというふうな判断で、今回そういうことを出したんです。一応そういうことです。あとは事務局のほうで毅然たる態度を示して、これはちょっと言ったとおり、2区の意見がそういうことであるから尊重しなくてはならないか、いや、事務局とすれば、書類が全部整っていますから、これは許可相当にやってもいいと、そのような判断ですね。私の意見ですけども、私は、枠のエリア内に入っているんで、あまり口を突っ込みたくないんですよ。言ったらあれだけでも、なかなか大変なもの。たまたまあって、これはいろいろあったんだけど、確かに精査する必要があるんだけど、16番委員が言ったように、そこまでやる必要があるのかどうかというのは、私もちょっと疑問なんですね。ただ、2区の意見とすれば、そういう意見でまとまったので、それ以上のことは私は言いません。一応そういうことです。

事務局

では、まず私のほうから2点ほど。当初から話が出ています除外時の利用計画と、今回の農転の利用計画が相違しているというところと、あとは先ほどの資金証明、財務諸表の関係ですね。それについて事務局の見解を説明させていただいてから、今回、保留の理由として挙げられた2点について、担当のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

まず、除外の申請時の利用計画と今回の利用計画が相違しているということなんですけれども、これについては先ほど5番委員からもお話があったとおり、除外の申請時と利用目的等が異なっているようであれば、改めて除外申請からの判断と、あるいは利用計画が変更になることについて、除外の判断がもし変更になるようであれば、改めてその判断ということが必要になってくると思われまますけれども、今回、除外の担当課に確認したところ、事業面積、利用計画の面積が縮小

になっていますけれども、改めて利用計画変更の申出というのは必要ないというような回答を得ています。これは特段、今回の変更について、改めて除外の審査に影響を与えるものではないというような判断がされているというふうに事務局では考えておりますので、農地転用の申請、今回出てきますけれども、これに対して農業委員会として農地法の許可手順に照らし合わせて判断していただきたいというふうに考えております。

もう1点、財務諸表についてなんですけれども、財務諸表を用いて、転用実行者の事業の確実性、継続性を判断するというのであれば、特定の数値のみをもって判断するのではなく、財務諸表から読み取れる収益性、安全性、生産性、成長性、これらを総合的に判断した上で、農地転用の許可基準に照らし合わせて、その転用実行者の事業継続性を判断すべきというふうに考えますが、ただ、それらの数値を算出したとしても、事務局としては、許可基準に照らし合わせた指数を持ち合わせておりませんので、それが妥当かどうかの判断ができません。また、農地法上、そこまでを求めていますので、これまでどおり、残高証明、融資証明等で、転用が実行できるだけの資金が現在用意されているかどうか、ここをもって資金については判断をしていただきたいというふうに考えております。

私からは以上になります。

事務局

今回、保留の理由として2点、除外と転用の台数や面積、金額の差異が見受けられたこと、また、今回、転用者と業務連携する会社との連携の資料がないというこの2点だと承知しているんですけれども、まず、1点目の除外と転用の台数や面積、金額に差異があるというところ、ここの面積と台数については、先ほど申したとおり、2つの申請だったのが1つになったことで台数が変わったところ。この面積については、2筆ほど、今回、申請地に入っていないということで、面積に差異が見受けられたということになります。

金額について約3億の差異があるということだったんですけれども、これの理由としては、1つの申請になったことで経費が削減できたということが考えられます。また、先ほど事務局から説明があったように、今回の金額については、残高証明と決算報告書の2つの資料を用いて預金が、今回、事業計画を全てカバーできていることは、事務局では確認ができています。また、2社と転用者との、それぞれの業務連携する会社との連携の資料がないというお話だったんですけれども、今回の転用者と2社は、もともと主要な取引先になっておりまして、今

回、要望書という形で、それぞれの2社から今回の転用者に、必要なこの台数を確保してくださいという形が出ております。

また、その契約書についてなんですけれども、代理人に確認したところ、この許可が下りて、モータープールが確保できた後に契約書を作成する計画になっておりますので、仮に今回、保留になって契約書を出してくれという話になっても、契約書については許可後じゃないと契約書は結べない、場所が用意できていないと結べないような報告を受けております。

事務局としては、説明は以上になります。

16 番 委 員

また、くどいようになっちゃいますけれども、許認可権の根底と申しますか、そここのところに戻った場合に、先ほど言ったように、やはりある程度の必要な書類と、その書類に対して違法性がないかどうか、そここのところが一番問題だと思うんです。

ただ、それ以上、我々農業委員としての許可基準というのはやっぱり農地法が前提ですから、会社が云々というのは、それは基本的にはあるかもしれないですけれども、その限度はやっぱりあると思うので、それをイコールして、トータルで全部を調べることはできないと思うんですよ。

だから、農地法、農業委員としての立場からの判断であって、会社がどうのこうの、どこまでを調べるかというのは、そここのところはある程度事務局サイドで調べていただいて、それをクリアすれば、我々はそれを信用してやっていく、そこは必要じゃないかと思うので、先ほど次長補佐が言ったことを前提的に考えていってもらえればと、私はそういうふうに思いますので、今回の保留については第2地区の意見があるでしょうから、それはそれとして、一応その辺をもう一度、事務局サイドともよく検討していただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議 長

分かりました。

それ以外にご意見、ご質問等ありますか。

3番委員、よろしいですか。

保留の要件は、先ほど3番委員からお話があったように、今、農振除外の話は聞きました。なおかつ、事務局の話も聞きました。ただ、それについてはもう少しきちっと精査をしてほしい。そうしないと、3億の数字が単に思われるということではなくて、大体どういう項目で、どう違っているかということは少し整理をしていただきたいというのが1つです。

それともう一つは、今、要望書があって、この許可が出なければ向こうは結べないという話は、まさに要望書と、単にそれだけの話だけでは、業務提携をすとか、ここに伴うとか、事実関係を何によって証明されるかが分かりませんので、これについても先方から文書で状況等、3社間の話きちんと取った上でないと確認できないと思います。そういうことで、これについても業務提携、あるいは3社提携の話がどういう形で提携をしようとしているのか。あるいは、一括輸送というのがありますけれども、一括輸送ということは、要望書や何かの中にも出てきていませんので、それについても内容を含めた上で、例えば農地法の許可を得たら、以下の条件で自分たちはきちっとやりますという話を、明確にその回答を得られない限り、難しいと思いますね。ですから、先ほど財務諸表で残高とあれの確認をしたという話なんですけれども、財務諸表というのは期間の計算をしてあるのであって、金額は瞬間的なあれですから、農振除外の結果がどうであろうと、何であろうと、そこは当然、違うのは当たり前なんですよ。それでよろしいですか、特段ありますか。

事務局 事務局からちょっと確認なんですけれども、今のお話の中で、保留にする、具体的に相手方からどういったものが出てくれば、もしくは、どういった書類を出していただいて、確認をするために保留にするのかというのを、もう一度よろしいですか。

議長 今言ったとおりでけれども。今、私、言ったでしょう。まさに業務提携というのは、具体的にどういう業務提携をするのか。一括輸送というのは、どういうことを、一括して運行しますということでここには書いてあるけれども、それについて要望書には、文書にも何も書いていないでしょう。要望書というのは、単にそういう台数をつくってくれというだけしかないわけだから。

16番委員 今の会長の言っているのは分かりますけれども、我々が農業委員としてそこまで調べる必要があるかどうか、それなんです。だから、その辺の限度を事務サイドでよく検討してくれと、私はそれを言ったんです。

議長 分かりました。必要だと思っただけで、そのご要望については、引き続きまた事務局と相談をします。

ただ、この件については、まさに曖昧な部分を残した上で事業を出発すれば、ここは潰れますから、その確認だけはしておく、ということなんです。

16番委員 いや、そこまでやる必要があるか、そこなんです。会長と私の違いというのは、さっきそのところを話したんです。どこまでが限度で、そ

れを調べる必要があるか、どこまでの裏づけが必要であるか、そのところでは。

3番委員 議論も尽くされたようなので、採決してもらって、時間も遅くなりましたから、ほかのところへ行きたいと思うんですけども、いかがですか。

16番委員 賛成。

事務局 すみません、時間がかかってしまって申し訳ないんですけども、今回、保留という決定がされるとしましたら、また事務局から申請人に対して書類等の提出、あるいは事業内容の確認等をしなくてはならないんですけども、今回の内容が、16番委員がおっしゃるとおり、許可の適否に影響する内容なのかどうか、あるいは、こういった書類が出てくればいいのかというのは、先ほど会長から説明していただいたんですけども、私からはなかなか、明確なものが申請人に対して求めることができないというような……。

議長 それであれば、後でお話ししますが、できれば、私からの希望、これは会長としてではなく、今の答えていただいている内容というのは、事前に我々に通知されていないよな、今の答えは。

事務局 どのことでしょうか。

議長 我々が知っている事実とは違う部分が新しく出ているのは、できれば、判断をする前に我々に通知をしてほしい。今、この場であなた方は言っているんだけど、その前に我々は情報が無いから、昨日、実は日曜日、我々が討議した中でも、この種の話で聞いているのもあれば、聞いていないものもあるよ。

事務局 すみません、そこは私はちょっと把握できていないので、申し訳ないです。

議長 だから、そこは事務局として云々ということ以上に、保留については、実は大きい項目が2つあって、それ以外にも確認したい事項があるので、事務局と調整した上で先方に対する言い回しは考える必要がありますよね。

17番委員 今、問題になっていることについて、事前に事務局では検討できなかったんでしょうか。ここでそんなわあわあわあわあやっている以前に、時間があったんじゃないでしょうか。それは……。

事務局 私のほうからもちょっとお話しさせていただきたいのは、実は保留になったという話を聞いたのは今朝です。私の中では、私も第2地区に今回出させていただいた中で、許可相当ということで聞いておりましたので、今日の朝まで、それは許可相当だと思っていました。そういう

ことで動いていましたので、我々としても、会長がおっしゃるのも分かるんですけども、やはりいろいろと会長からも疑問点は言われていました。でも、それが覆ったという話は一切聞いておりませんでした。それが聞いたのが朝でした。それもありますので、やはり事務局に、今、担当のほうにも会長からちょっと迫ってきた話がありましたけれども、それを言われるのは、ちょっとうちのほうとしても酷な話かなと。

情報開示は、我々のほうとしてもどんどんしています。それがやはり伝わっていないとすれば、こちらとしてもやり方をまた考えなくてはならないというのはありますので、大変申し訳ないんですが、我々に落ち度があるとすれば、それは今後改善していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長
17 番 委 員

それでは、よろしいですか。

もう一言だけ、よろしく願いします。

落ち度があったなんて誰も思っていない。そうじゃなくて、除外と転用の関係を、もし今、議論されて留保されるようならば、事前に事務局として整理する必要があるんでしょうかというのであって、そのところが整理されないと、では、今回だけそういう問題にするのか、これからも、今回の問題を引き続いて、こういう案件が出てくれば、全部財務諸表までやるのかというところを整理する必要があるんじゃないですか。

今までの除外と転用のガイドライン等をネットで見れば、そこまで出ていないですよ、5項目ですよ。だから、そういうところを、太田市としてはそういうふうにするんだというのであれば、それはそれで皆さんのご意見を聞けばいいと思うんですけども、そのところが整理されなくて、今回、保留だ、何たらかんたらということになると、やや問題が残るのかなという気がします。以上です。

事 務 局

私からもう1回よろしいですか。私は、ご承知のとおり農業政策課長を過去には拝命させていただいておりました。そのときに、当然、除外というものは直接携わってきた人間でございます。そういった中で、やはり5要件、今言っていた除外の5要件というのが一番で、除外をするに当たっては、そのほかに他法令というものも見ています。その他法令というのは農地法とか、今回の場合にはないですけども、開発基準であったりとか、そういうのはあります。農地法は確実に携わってくるところで、つまり、農地法、他法令というのは、農転の見込みがあるかどうか、その辺を必ず問われます。そうした中で、除外になっ

たということは、農転の可能性はあるということで、ここは除外になつたということです。

また、もう一つ、話が戻ってしまうんですけども、5番委員のお話があつた面積的なもので、例えば分家で500㎡とよく言われますよね。500㎡を受けたときに、実際、農転に出てくるときに、ほとんどのケースが500、その前後のケースというのが多いんですけども、場合によっては、農転がもうちょっと減ってくるケースがあります。例えばうちは330㎡でいいよということで、つまり、150坪じゃなくて100坪でいいよというケースもあつて、そのときに質問されるのが、では、もし今後、庭とかを広げたいときにまた除外から始めるんですかといったときには、除外は不要です。農転からになります。ですから、あくまでもその部分まで含めて除外になっているわけですから、権利の変更という形も取らずにやっていけるというようなものでございます。

ですから、今回、面積的なものも若干、除外とまた違っているというようなことについても、農業政策課のほうに確認したところが問題ないというふうな回答をいただいておりますので、それについても除外の中では処置していないような内容になっているというような状況でございます。

説明になっていなくて、申し訳ございません。

16番委員

ちょっと局長、いい？

1つ確認したいんですけども、さっき局長が言ったのは、第2地区の地区協議会に行ったときのこの案件は容認にというふうな結果になって、今日は保留だという形になった、これはそういう事実なんですか。うそを言ってもしょうがないので、そのとおりです。

事務局

16番委員

ということは、地区協から今日までの間にそれが変更になつたということは、再度、地区協議会か何かを開いたんですか、その辺は。

3番委員

昨日、農業委員だけで、5人で協議しました。

16番委員

局長、それは正規の会議として、変更されたものがここで報告されてもいいわけ？

地区協議会で決定されたのが地区協以外で、農業委員の5人の協議の中で方向性が出たんでしょうけれども、それが正規の話として通るの？

議長

それはよく16番委員のところでも前期のときにあつたと思うんですけど、地区協で違つた話を、セットした話を別の方がまた意見を言つて、それは元の地区協の意見に戻りましたよね。

それともう一つは、地区協でセットしたけれども、個別に委員がご意

見を言って、別室で調整したことがあるじゃないですか。それで調整した結果をここの会議の場でしましたから、あまり形式に捉われると
いうことで、実態的にその判断をしている。

16 番 委 員

それは形式が逆じゃないですか。地区協が決定でしょう。うちのほうでも前にありましたよ。地区協と意見が違うのを言っている、だけれども、地区協の意見がやっぱり最終的な意見なんですよ。おかしいですよ。

議 長

それはあまり形式に捉われるとそうなりますけれども、実態上はそういうケースというのは、ここ一、二か月の間に1件ありましたよ。

16 番 委 員

だけれども、それは地区協で決まったことが通りましたから。

議 長

いやいや、地区協と違った中身で整理をしたケースがありますよ。

16 番 委 員

いや、それはないですよ。

議 長

ありますよ。

16 番 委 員

それはないですよ。やっていることがおかしいですよ、会長は。会長は言っていることと、やっていることがおかしいですよ。

議 長

前日にできないのは、土日が入るからです。そのときに事務局長、事務局も呼んでできるかといったら、これは事務局は土日はいませんから、そこは農業委員の中でやったところで。

16 番 委 員

それは会長、私物化だよ、委員会の私物化。

5 番 委 員

ちょっといいですか。今の話でいくと、事務局サイドがないのに協議して、それが通るということになると、地区協議会に事務局が来てもらわなくてもいいんだけど。今の話でいくと、我々で幾らでもそんなことができるなら。ちょっと違うでしょう。事務局が必ず立会いの下で地区協議会をやって、結論が出たものがここに来るわけだから、2回やろうが、3回やろうが、やはり事務局サイドのいない、協議したものがここで報告されていいのかどうか。今言ったように、それがいいんだとすれば、我々が好きなときに、局長が昼間にやれといったって、農業委員の方々が夜やりましょうと言えば、事務局がいらないんだからできるわけですよ。それでいいのかどうか、ちょっと違うような気がするんだけど。

議 長

形式上はきちっとやったほうがいいですよ。ただ、実態上……。

12 番 委 員

すみません、いいですか。やはり私も5番委員の意見に賛成なんです、●●さんが会長である以上は、それを崩すというのは、今までのルールですから、地区協で決めたことをここへ持ってきてくださいということで、私たちは今までずっとそれを守ってきました。それを土曜日、日曜日が入ったからということでは、やっぱりちょっとおかしい

と思うので、それをやはり会長自ら言うてはいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

16 番 委 員
議 長
12 番 委 員

そうですね、私物化ですよ。

すみませんでした。

やっぱり会長は農業委員会を全てまとめる長であるわけですから、その長が理屈で通して、いや、前日は日曜日だから、土曜日だからということで、やはりそれは通らないと思うんですよね。だから、やはり地区協でまとめたものを私たちは絶対に持ってきています。そのところはやはり守るべきことだと思います。

それで話ですが、やはり私たちが聞いていても、同じことの繰り返しをやっておりますよね。だから、16番委員の言うことも私はすごく正しいと思うし、5番委員の意見も正しいと思うし、結局は農業委員というのは、決められたことに対して決めればよいんだと思うんです。そこまで突っ込む必要があるのかというのは、私の意見です。難しいことは言えません。

だけれども、第2地区さんはとても細かくいろんなことを考えて、難しいこともおっしゃってきました。だから、私たちもなるほど、そういう意見もあるなどは思いますが、農業委員さんに言われていることを通すということは、そこまで首を突っ込むのかなというのは、今までの私の意見です。すみません。出しゃばりました。

議 長
16 番 委 員
11 番 委 員

ありがとうございます。

そうですね。そのとおりです。

すみません、推進委員さんにもその説明はしたんですか、変わったことを。それじゃないと、まずいんですよね、ここで話すと。

18 番 委 員
6 番 委 員

していないよ。

皆さんが言っていることは、それぞれ理屈が通っているというか、合っているような考えは、私は思うんですけれども、この後どういう形にするのだからちょっとあれなんですけれども、採決をするという方向なのか、そこはちょっと分からないですけれども、あと、いろんな問題に対して、事務局の説明もある程度私は分かったような気がします。

ただ、若干はつきりしない部分もありますので、再度、事務局とそこを詰めて、その後、採決なりをする形でどうなのかなと思うんです。

多分、ここで採決しても、皆さんも判断に迷う部分もあるんじゃないかなと思うんですけれども。

18 番 委 員

ちょっとよろしいですか。私は説明する立場じゃないんですけれども、私はここに関係しているんですよ。関連しているんです。ただ、第2地

区ではいろいろ協議しましたけれども、今日、本会議でいろいろな方の意見が出ました。事務局が説明して、一応、書類上は問題ないということであれば、足りない部分については、それは必要ならば取ってもらったけれども、それが取れなければ保留だなんて、そうすると、これは議事録に載っちゃうんですけれども、私は地元なんです。ましてやモータープールの枠内にあるんです。私は突っつかれちゃいますよ。だって、今まで除外をやってきて、手続を取って、今度はこれをやってきたんだけど、内容がちょっと不備だからといって、いろいろそこまでやるのかと、そういうことはありましたけれども、私は最終的には事務局が、書類がある程度整っていればもう合格点だと、そういう形で、相談の中では、それは意向として保留だということでありましたけれども、今日、この中で事務局がいろいろ資料を整理して、説明してくれました。これについて、事務局の立場、我々農業委員の立場、その辺の役割を見れば、事務局のやることは全部やっているの、その辺は私は高く評価したいというふうに思います。

だから、ほかの人がそういう立場になってみてどう思うかですよ。議論はいいです。ただ、事務局は誠心誠意、ある程度、書類は全部調査して、先ほど事務局のほうからこっちにスケジュールだとかもらいましたけれども、一生懸命調べてくれたんですね。だから、これだけ議論して、ある程度その辺の立場を考えてもらったほうがいいんじゃないですかね。

3番委員

今回、いろいろどうしても疑義があるということで、昨日、農業委員さんだけ集まったんですけれども、保留というのは未来永劫にやるんじゃないくて、1か月の間に、こちらが指摘した書類を出して、もう1回、来月にやろうということなものですから、そんなに大きい問題じゃないと思うんです。実際、協議したやつの書類を、あとこういう不足している書類を出してほしい、それで協議しますよということなものですからと私は思って、今日、説明をしました。

それと、16番委員に前、第2地区は言っているんじゃないかということで、根本的なことをよく●●●のときも言ったんですけれども、優良農地、農業専用地域のところを民法上は仮登記ができるということで、ある会社がみんな買い占めちゃっているわけですよ。これが本当に農地法上、正しいのか。何のための農業専用地域なんだ。

農業専用地域というのは、農業をするための土地なわけですよ。それを民法上、許されるから仮登記だということで、仮登記をどんどん金力で、今、米の値段が合わないから、米を作っているより金に換えた

ほうがいいということで、農家の人を札東でひっぱたいて土地を買っちゃっているわけですよ。それで、どういうわけか知らないけれども、その会社が申請をすると許可が下りる。一時転用というのは、誰もが考えて散々やったけれども、一時転用なんてできないよなと思ったら、市街地に編入しちゃう。こんなことが太田市にあるのが、これが日本中できるのか。ここのところが一番、皆さんに考えてもらいたいわけです。農地法上、何のための農業専用地域なんだという意見です。以上です。

11 番 委 員 ちよつといいですか。その書類を先方に請求する必要があるのかと、あと、推進委員の方を含めて賛成したものを変えちゃっているのかと言いたいんです。そういうことをしちや駄目です。

3 番 委 員 すみません、事務局に聞いてください。

11 番 委 員 いや、事務局じゃなくて、農業委員で集まって結果を出しちや駄目でしょうと言っているの。

3 番 委 員 それはいいと思って、私どもはやりました。

11 番 委 員 それはいけません。

事 務 局 今の意見なんですけれども、地区協議会につきましては、農業委員、推進委員、その地区の委員の皆さんに集まっていただいて、協議をさせていただいています。ですので、農地法の許可基準については農業委員の権限にはなりませんけれども、地区協議会というのは農業委員、推進委員で合意の下、意見決定をさせていただいていますので、その委員が欠けているということであれば、そこは地区協議会というものではないのかなというふうに考えておりますし、この定例総会の中で地区協議会の結果報告として上げていただくことは、ちよつとふさわしくないかなというふうに考えます。ただ、その地区の委員の意見として、地区協議会の意見決定とは別に意見を述べていただく分には差し支えないかなと思いますけれども、ちよつと地区協議会の意見決定ではないというふうに事務局では考えます。

まずは、先ほどの今回、保留にして、来月、結果を出すということで、それほど大きなことではないという、確かに1か月後に許可に仮になるとすれば、それほど大した影響はないという一つの見方もあるとは思いますが、ただ、事業者からすれば、1か月、事業計画が頓挫する、遅れることによって莫大な損害が生じる可能性もありますので、もし仮にその損害が生じた場合、この1か月保留することの判断が合理的でなかった場合、適正でなかった場合についての損害が生じたものについてはどう補償するのかというところは生じてくるかなというの

は、事務局としては気にするところでありませう。

3番委員

事業の継続性ということで、私も書類を見せてもらったんですけども、3億の金額が違っているわけですよ。14億の売上げで、3億の金額が違って事業が継続できるのかどうか、その辺のところの解釈のこれを確認してほしいということ自体は法に触れるのかどうか、私は専門家じゃないので分からないんですけども、ただ、会社を営んでいる立場として、売上げが14億しかない会社が、工事をやるのに3億の金が余計にかかる、これが実際、事業計画が正しいのかどうかというのが疑問だったので、今回の保留の結論になりました。

事務局

お答えいたします。今回、除外のときと今回の申請で、逆に安くなっています。その安くなった部分の現預金を私たちは2つの書類で確認しているところでありませう。なので、余計にかかるということではないです。以上です。

議長

その数字、3億円もの差が、ここでは委員と言うんですが、3億の差の間がどういうふうになっているかというのは検証することなく、単に出てきた申請書そのままやるというのはどうかなという気がしますよ。その3億の安くなった内訳というのは分かっているわけ？

16番委員

数字の話が出て、また繰り返しになっちゃうと思いますので、話を進めていただきたいと思ひます。

問題は、地区協議会で決まったものと、今日、報告されたものが逆であるということ、そのところの問題もあると思ひるので、それは3番委員のほうで保留なら保留、容認なら容認ということで、再度、そのところの結論を出していただいて、それで諮っていただいたらどうですか。時間ばかりいっちゃうと思ひるので、私はそう要望します。

3番委員

はい、分かりました。

先ほど申し上げましたように、私ども農業委員、地区の推進委員さんは入っていなかったんですけども、5人でやった結論は必要な書類を出してもらって協議するというところで、保留でお願いしたいと思ひます。以上です。

11番委員

間違いに気づかないですか。推進委員さんをちょっと侮辱し過ぎですよ。

議長

その件、いいですか。我々で検討する日程調整で、我々の協議の全部の日程がうまく調整できなかったんですよ。その結果、連絡、担当委員になっている推進委員もいましたけれども、そこは別に侮辱しているとか何かではなくて、むしろ農業委員会の中での農業委員の立場で、取りあえず調整がつく限りの人でやろうと、そういうことですから、全

く侮辱とか何かではありません。そこだけはぜひ誤解しないようにしてください。

11 番 委 員 推進委員さん、要らなくなっちゃいますよ。駄目ですよ、そういうことをしちゃ。何の協議会なんですか。そう思います。

19 番 委 員 すみません、一つ、素人の立場でお聞きしたいんですけども、今、収支決算に至るまでのお話が出ておりましたけれども、そこまで農業委員会で、会社側の収支決算がどうだ、合う、合わないということに対して責任というか、討議の必要というのはあるんでしょうか。

議 長 収支決算ではなくて、事業全体の建設工事の金額が違うんです。

19 番 委 員 建設ですね。

議 長 だから、収支とか……。

19 番 委 員 そうじゃなくてね、建設費のね。

そこまでの必要があるんですか、農業委員会として。数が、お金がこれだけ違う、3億がどうのこうのというのは、責任があるんですか。そこまでのことを。

議 長 一応、確認をしておく必要があるだろうと思いますね。

19 番 委 員 農業委員として必要なわけですか、そこまでの。

議 長 一応、念のため確認をするということですね。

19 番 委 員 ちょっとそこら辺が申し訳ない、理解ができないんですけども、すみません、素人なものですから。

事 務 局 今、19番委員から質問があったことで、今、会長が言われている除外の申請時と金額が3億違うと。その比較ではなくて、今回、農地転用の審査、改めて利用計画が除外申請時と変わった計画で出ていますので、その利用計画に照らし合わせて、必要な経費が算出されているかどうかというところを判断すべきというふうに考えていますので、特段その、当然、利用計画が変わっていますから、除外時との金額に相違があるのは当然のことですから、その根拠というよりは、今回の申請に対しての事業計画、あるいは資金計画の確認をすべきというふうに事務局では考えていますし、そのところの確認をした結果、事務局としては何ら問題がないというふうに考えております。

19 番 委 員 ありがとうございます。

もう一つ、素人の感覚でよろしいですか。やっぱり生きていく上において、皆さん、生活というか、特に農家の方たちは、今後の後継者問題だとか、いろんなことがあると思うんです。

そういった中で、お互いにここの譲受人、譲渡人で話し合いをして、お互いに条件が整って、今お聞きするところによると、ある程度クリアと

というか、クリアができたことでちょっとお受けしたんですけれども、それをまたひっくり返すというか、すごく難しい問題で、素人の私が見解を申し上げるのは申し訳ないんですけれども、個人としては、やはり事務局もきちんとした精査の下でオーケーであれば、この問題は通したほうがいいんじゃないかなと、そのように個人としては、あくまでも個人の意見ですけれども、思います。すみません。ありがとうございます。

議長 委員としてお答えしますが、それはクリアになっておりません。

16番委員 なっていないわけじゃないでしょうに。

議長 どうして？

16番委員 事務局と違いますよね、意見が。

議長 だから、そこは違うんです。

16番委員 会長が独占しているんですよ。先行しちゃっているんですよ、私物化ですよ、私物化しているんですよ。

議長 違う、違う。

16番委員 会長が私物化しているんですよ。

議長 3社のところで提携の話、もう一つは運送の一括運行、これは今、出ている紙では要望書だけです。なおかつ、今、代理の話があったんですが、そこに一括のところも入っていません。これは文書できちんと念のため確認しないと、事業性に影響すると思いますよ。だから、事務局が詰めていただいているのは間違いないので、あとはきちんと文書で確認をしていかないと、非常に重大な仕事だと思いますよ。そう私は思います。

17番委員 議長、議論も尽くされているような気がするんですが、この案件に対する諮り方の方針を議長のほうから提案されたら、いかがですか。

議長 それでは、よろしいですか。先ほど3番委員からもお話がありましたように、手続的には、ご指摘のように、協議会が開催されていなかったり、あるいは第2グループの中で、11番委員がご指摘のように、推進委員の方が入っていなかったという手続上の問題はあるかと思いますが、要はこの案件が法律に適用するかどうか、すみません、当てはめの世界で、少し検討する必要があるだろうということだろうと思います。ですから、特に重要なのは、最適化と農地法との関係で、そこは少し数字の精査、ある程度、整合性がつくような話が一つ必要だろうと。これは場合によっては、内部でできるかもしれません。ただ、もう一つの提携をすとか、一括運行をすということとは口頭でしか確認をされておきませんので、これは文書できちんと確認をしないと事業性が不安

ということですから、引き続き、精査をさせていただくということで、本件は保留ということできさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

5番委員

ちょっと意見を言わせてもらっていいですか。保留に第2が決めたのはいいんだけど、もしここで皆さんが反対したときには、どちらの方向に決まるの。それはちょっと疑問なんだけども。

許可とか、不許可なら分かるんだけど、今言ったように、保留のあれで協議しようとする、もし皆さんが、そんなことはないと思うけれども、反対だということで、保留は駄目ですということになったときにどういう方向に行くのか。初めてなので、流れをちょっと教えてください。

事務局

そうしたら、定例総会につきましては、各地区協議会の意見決定を報告していただいて、その意見決定、許可、不許可、保留、これに対して賛成するか、しないかという判断を最終的に太田市農業委員会として、農業委員の皆さんにさせていただいております。

今回、今、会長からお話があったとおり、この案件について、もし仮に保留ということで諮っていただいて、賛成が少数だった場合、これは保留という決定が棄却されたこととなりますので、その後、許可、もしくは不許可という決定をしなくてはなりません。それで、許可とすることに賛成の方の挙手を求めて、そこで多数であれば許可になりますし、そこでまた少数であれば不許可を多数決で決めるような形になるかと思えます。

5番委員

我々もちょっと難しい判断だね。今回の案件に関して、申し訳ないんだけどさ。

18番委員

この案件が不許可というふうな最終的なことになった場合、私は地元にはいません。立場があつて。ほかの人もそうだと思うよ。自分がそういう立場になってみな。これはえらいことだぜ。

だから、私は、いろいろ意見が出ましたけれども、最終的には、農業委員会の皆さんの意見と、地区は地区で、それは保留にしてくれと言いましたけれども、みんなの意見をここで聞いて、なるほどなと私は思いましたよ。

それで最終的には、事務局もいろいろ調査しているわけですよ。先ほど言ったように、これが不許可になったら、俺は立場がないんだよ。だって、除外もされているわけでしょう。それで今回、出ているわけでしょう。地元で見ていると、文化財遺産の掘り込みもやっているんですよ。全部工程が済んでいるんですよ。これはえらいことになっちゃい

ますね。

ただ、実際の話、先ほど事務局が言ったように、保留になった場合に、それは遅れる、書類が出てくる、それで出てきて、また悪ければまた保留か？ そういう問題も出てくる。ただ、その間の会社のほう、会社の肩を持つわけではないけれども、えらい損害ですよ。そのときに異議申立てが出た場合に何をやっているんだと、そういうときに誰が対応するんですか。うちのほうもやっていたんだけれども、先ほど11番委員からも意見が出ましたけれども、当初は地区協議会のほうでは、これは大体カバーしているから、除外も通っているし、地元の事情、ちょっと後でいろいろ意見が出て、緊急会議を開いて、最適化推進委員は入れなかったんだけれども、そういう形の中で決めたと。そういう関係も、私も聞いて反省はしていますけれどもね。

だから、3番委員は3番委員の地区協議会としての意見がありますので、そういうこと。だから、そこら辺の損害がかなり大きいんじゃないですか。

事務局

再度、事務局からよろしいですか。

今、18番委員からお話があったとおり、委員の皆さんの立場、法人の立場等いろいろありますけれども、申し訳ありませんが、農地転用の許可申請については、許可基準に照らし合わせて客観的に判断する必要がありますので、そういった許可基準外のことというのは考慮しない、できないというふうになります。

事務局としても、今回の案件についても、農地法の許可基準に客観的に照らし合わせて判断した結果、何ら問題はないというふうに考えておりますので、改めて報告をさせていただきます。

16番委員

私が最初からいろいろなことを申し上げて申し訳なかったんですが、結論的に、地区協議会で前提的には容認、許可相当というふうな結論が出ていると。

それと、事務局サイドについては、提出書類、それと法的な違反は何もないという判断からして、私は今回はこの総会で容認をすべきだというような提案をしたいと思います。3番委員に申し訳ないですけども、私はそういうふうに考えます。

議長

委員として申し上げますと、事務局には完全な調査をしていただいたということだろうとは思いますが、やはりまさに事業をどう立ち上げるかというところが確認されていないというのは……。

16番委員

地区協でオーケーが出ているんですよ。地区協議会でもう容認という結論が出ているわけでしょう。それを無視するというのは、さっき11

番委員が言っているように、それは無理なんですよね、完全にね。だから、そここのところの根底があると思うんですよ。だから、これは採決するのに容認ですよ。地区協の意見が第一です。私はそう思います。

12 番 委 員 議長、採決しましょう。もう同じことを繰り返しても時間が流れるだけで先に進みませんので、先へ進んでください。お願いいたします。

16 番 委 員 12 番委員、どういうふうに思いますか、結論。

12 番 委 員 私は、一応、保留には反対です。保留には反対、採決のほうには、賛成のほうに手を挙げさせていただきます。すみません。

議 長 その他にありますか、いいですか。

事 務 局 それでは、本件については……。

議 長 その前に、まず、6 番から 9 番を。

議 長 次のところの 6 番から 9 番ですが、これを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、6 番から 9 番を許可とすることに決定いたします。

次に、10 番ですが、第 2 グループの意見、一応、保留とするか、許可とするかということについての採択を求めます。

保留とすることについて賛成の方の挙手を願います。

(挙手 少数)

反対の方の挙手を求めます。

19 番 委 員 認めるということ？

事 務 局 いえ、違います。今のは賛成少数ということで。

10 番 委 員 すみません、最初のあれは保留のほうの。

事 務 局 保留を賛成しますかという内容でした。それについて、賛成は少数でした。

議 長 次は、許可するかというのを。

10 番 委 員 保留ですか、許可……。保留ではない。

事 務 局 ちょっと内容が分からなかったので、賛成ですかと言われたので。最初のところだけ補足させていただきますと、会長からの決の内容というのは、保留について賛成する方の挙手を求めました。それに対して、賛成は少数だということです。ですから、それについては棄却という形になります。

今度は、賛成について決を採っていただくというような形になります。

議 長 では、保留については終わりましたので、許可の方の挙手を求めます。
(挙手 多数)

事 務 局 許可多数です。

議 長 何人？

事 務 局 許可することに賛成の方。

議 長 それでは、10 番については許可多数ということになりましたので、これで許可とすることといたします。以上です。

議 長 続いて、番号 11 番及び 12 番について、第 3 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5 番 委 員 番号 11 番、12 番について報告します。
番号 11 番について、当地区協議会で調査した結果、譲受人は不動産管理業を営んでおり、隣接地に賃貸住宅を建設するため、申請地を取得し、ごみステーションとして利用したい。
12 番について、当地区協議会で協議した結果、譲受人は貸家に住んでおり、生活環境のよい申請地を取得し、自己の住宅を新築したい。
番号 11 番、12 番ともに、現地を確認したところ、周辺は住宅が建ち並んでおり、農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第 3 地区協議会より番号 11 番及び 12 番について報告がありました。委員 員 ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

議 長 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 11 番及び 12 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 11 番及び 12 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 13 番から 15 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14 番 委 員 13 番が太陽光発電、14 番、15 番が住宅用地です。
13 番につきまして調査した結果、何ら問題はなく、許可相当と判断し

ました。この13番から15番までは隣接地でございます。

14番が住宅を新築したいということで、現地を確認したところ、何ら問題ありませんでしたので、許可相当と判断しました。

15番は、議案番号第1号1番と関連する案件なんですけれども、書類が整ったということで、自己の住宅を新築したいという旨でございます。

調査した結果、地区協では許可相当と判断いたしました。

再度のご審議、お願いいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号13番から15番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号13番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号13番から15番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号16番から19番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 16番をご報告申し上げます。

住宅地の中の残っていた畑一帯、一面が2町歩絡まりのところが区切られて、住宅になって、かなり住宅地化が進んでいる畑でありまして、付近には何の被害も及ぼさないと思ひまして、地区協では許可相当と意見決定しましたので、再度ご審議のほどお願いいたします。以上です。

10番委員 続きまして、番号17番から19番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

番号17番、18番は、ともに一時転用の申請であります。

17番の借受人は給排水設備業を営む法人で、申請地を借り受けて、上水道配水本管の布設替え工事を行うものです。

また、18番の借受人は電気事業を営む法人で、既設鉄塔敷地で舗装工事を行うため、隣接地である申請地を借り受けて、鉄塔工事用地として利用するものです。

17番、18番ともに農地復元計画書が添付されており、転用後、速やかに農地復元を行うものです。

番号19番は、譲受人は農業を営んでおり、以前より借り受けて使用していた農業用倉庫が農地法の許可を得ていないことが判明したため、始末書をつけて是正するものです。これを機に所有者移転を行うため、売買での申請となります。

現地を確認したところ、3件ともに周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号16番から19番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号16番から19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号16番から19番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号20番から22番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 20番をお伝えします。

今回は譲受人が借家に住んでおり、妻と義理の姉の所有地を借り受け、自己の住宅を新築したいということです。

現地確認したところ、何ら問題なく、当地区協議会で支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

17番委員 引き続きまして、17番から報告させていただきます。

21番ですけれども、当該申請地は、申請理由欄にも記載されており、住宅分譲会社が建て売り分譲用地として利用するものであります。

現地を確認しましたところ、当該地周囲は東西を全て住宅で囲まれており、南北は市道に囲まれているというような集団農地でありますので、特に周辺農地への支障もないということで、問題はないということで、地区協議会においては許可相当と決定されました。

引き続きまして、22番でございますが、当該申請につきましては、申請欄、備考欄に記載されておりますとおり、太陽光発電の用地として転用するものです。

当該企業による周辺住民への説明も完了し、かつ、施設管理に当たっての誓約書を会長宛てに提出し、良好な管理が他のところでも行われており、ここでも行うということになっておりますので、周辺農地への支障も特にないということから、許可相当と地区協議会においては決定されました。以上です。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号20番から22番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号20番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号20番から22番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 続いて、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により農用地利用集積等促進計画(案)が会長宛てに提出されたので、意見の決定を求めます。

市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いします。

農業政策課 農用地利用集積等促進計画(案)につきまして担当のほうからご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

農業政策課 では、お手元の資料、令和6年10月期、農用地利用集積等促進計画(案)をご準備ください。これに基づいて提案させていただきます。

こちらは公益財団法人群馬県農業公社が借り上げた農地について、借り手への転貸についてまとめたものになります。

この農用地利用集積等促進計画(案)について、農業公社から依頼を受

け、市で案の作成を行います。その際、農業委員会の意見を聞くものとされていることから、今回、農業委員の皆様にご意見をお伺いするものです。

皆様には、今回の計画（案）に基づき、農業公社が担い手農家へ農地を貸し付けた場合に、全ての農用地について効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうかについてお伺いいたします。件数は、1筆、993㎡となっております。

以上が提案の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、担当より提案がございましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

農用地の全てについて効率的に利用して耕作の事業を行うと認め、農用地利用集積等促進計画（案）のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手 全員）

議長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。

議長 以上で審議は終了いたしました。

続いて、報告第1号から第4号について、事務局よりお願ひします。

事務局 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、16ページに記載のとおり、2件提出されております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、17ページから21ページに記載のとおり、24件提出されております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、22ページから23ページまでに記載のとおり、7件提出されております。

報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、24ページから27ページまで記載のとおり、11件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議長 報告第1号から第4号につきまして、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 以上で第14回定例総会を終了します。

閉会 令和6年9月9日（月） 午後4時18分